

平成 29 年度第 1 回鎌倉市児童福祉審議会 議事録

日時： 平成 29 年 8 月 31 日（木）

場所： 鎌倉市役所 本庁 2 階
第 1 委員会室

○議事次第

- 1 開会
- 2 自己紹介
- 3 委員長及び副委員長の選出
- 4 議題
 - (1) 鎌倉おなり小規模保育室の設置認可について
 - (2) 拠点保育所の整備及び公立保育所の民営化について
 - (3) その他
- 5 閉会

○委員出欠

- ・出席者
小泉委員、富田委員、松原委員、森田委員

- ・欠席者
山田委員

○事務局出席者

- 松尾市長
(こどもみらい部)
- 進藤部長、平井次長兼こども相談課長、小柳出次長兼こどもみらい課担当課長
(こどもみらい課)
- 永野担当課長、正木課長補佐、太田担当係長、福士職員、蔵並職員
(保育課)
- 栗原課長、松本課長補佐、矢作担当係長

次第1 開会

○小柳出次長

皆様こんにちは、お忙しい中ありがとうございます。また、本日、当審議会の委員をお引き受けいただき、誠にありがとうございます。私、こどもみらい部次長の小柳出と申します、よろしく願いいたします。

それでは、ただ今から平成29年度第一回鎌倉市児童福祉審議会を開催いたします。

本日は平成29年度の第一回目の会議となります。後程、委員長と副委員長の選出をお願いいたしますが、選出までの間は私が議事を勤めさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、委員になられる皆様に市長より委嘱状をお渡しさせていただきます。

よろしくお願いいたします。

○松尾市長

小泉裕子様、鎌倉市児童福祉審議会委員を委嘱します。どうぞよろしくお願いいたします。

富田英雄様、鎌倉市児童福祉審議会委員を委嘱します。どうぞよろしくお願いいたします。

松原康雄様、鎌倉市児童福祉審議会委員を委嘱します。どうぞよろしくお願いいたします。

森田裕美子様、鎌倉市児童福祉審議会委員を委嘱します。どうぞよろしくお願いいたします。

○小柳出次長

続きまして、児童福祉審議会の開催に当たりまして市長の松尾崇よりご挨拶申し上げます。市長よろしく願いいたします。

○松尾市長

皆さんこんにちは、松尾です。この度は児童福祉審議会委員をお引き受けいただき、誠にありがとうございます。また、平素から市政の推進について、御支援・御協力賜っておりますこと、この場をお借りして感謝申し上げます。

今回、児童福祉審議会を開催させて頂きました。現在、少子高齢化が進み、財政状況がなかなか好転しないという中で、どのように持続可能な形を作っていくか、こういうことに正面から向き合っていかなければならないと考えております。

今回は、子ども・子育て支援新制度の開始に伴い市町村の認可事務となった、地域型保育事業の設置に係る事項と、鎌倉市立保育園の民営化・拠点保育所の整備に係る事項について御意見を頂戴する予定です。

鎌倉市の子育て支援については、非常に重要な案件ですので、委員の皆様方の御指導・御意見を賜りまして、より鎌倉で子育てをしやすい、鎌倉で子育てをして良かった思えるまちづくりを進めていきたいと思っておりますので、どうぞ御協力をよろしくお願いいたします。

以上です。

○小柳出次長

ありがとうございました。市長は所用がございましたので、ここで退席いたします。

○松尾市長

よろしく願いいたします。失礼します。

○小柳出次長

それでは次第の2としまして、皆様に簡単に自己紹介をお願いしたいと思います。

小泉委員の方から順番をお願いいたします。

○小泉委員

小泉と申します。鎌倉女子大学の児童学部の教授をしています。前回のこの審議委員も勤めさせて頂きまして、今回も微力ながら協力させて頂けるということで、全力を尽くしたいと思います。よろしく願いいたします。

○小柳出次長

富田委員よろしく願いいたします。

○富田委員

市内にございます、公私立の保育園を代表して、鎌倉市保育会会長をしております、富田と申します。よろしく願いします。

○松原委員

明治学院大学の松原でございます。富田先生はおっしゃらなかったですが、鎌倉市では昔から児童福祉審議会を開催しており、非常に歴史がある審議会です。前回に引き続き委員を務めさせていただきます。よろしく願いします。

○森田委員

前から失礼いたします。主任児童委員の森田と申します。今年度から初めてとなりますのでいろいろと教えてもらえればと思います。よろしく願いいたします。

○小柳出次長

ありがとうございました。なお、山田委員につきましては、所用により御欠席ということの連絡をいただいております。なお、全5名中の4名の御出席をいただいております、鎌倉市児童福祉審議会条例第7条2項に定められている定数を満たしています。

次第3 委員長及び副委員長の選出

○小柳出次長

それでは、次に審議会の委員長・副委員長の選出に移りたいと思います。

鎌倉市児童福祉審議会条例第6条によって委員の互選ということになっており、皆様で選出をお願いしたいと思いますが、どなたかご推薦がある方はいらっしゃいますでしょうか。

○小泉委員

事務局から何か案はございますか。

○正木課長補佐

こどもみらい課の正木と申します。よろしくお願ひいたします。

過去に開催した鎌倉市児童福祉審議会の場では、委員長を松原委員に副委員長を富田委員にお願いしていた経過がございます。

○小柳出次長

皆様、前回同様ということですが、いかがでしょうか。

<賛同>

○小柳出次長

それでは委員長を松原委員に、副委員長を富田委員にお引き受けいただければと思います。よろしくお願ひいたします。早速ですが、松原委員は委員長席へ御移動をお願ひいたします。

<席移動>

○小柳出次長

それでは、当審議会への議題を進藤部長からお伝えいたします。

○進藤部長

それでは、審議の内容をお伝えいたします。

鎌倉市児童福祉審議会委員長 様

次の2点について、貴審議会からの御意見をお願ひいたします。

1、地域型保育事業の設置認可について、2、拠点保育所整備にあたっての基本的な考え方について、それぞれの詳細については、後程事務局から説明させていただきます。よろしくお願ひいたします。

委員長には、依頼文をお渡しさせていただきます。

○小柳出次長

ありがとうございました。それではここから進行は松原委員長にお願いいたします。

○松原委員長

ご指名いただきましたので、昨年度に引き続き委員長を務めさせていただきます。富田先生よろしく申し上げます。それでは、平成 29 年度第一回児童福祉審議会の審議を進めていきます。最初に事務局から留意事項などをお願いしたいと思います。

○正木課長補佐

審議会におけます情報の取り扱いについてですが、資料の 4 にあります鎌倉市児童福祉審議会会議公開取扱要領に基づいて運営されます。情報の公開が適当ではないと委員長が判断した場合を除いて、公開することとなります。また、会議録につきましても原則公開ということになります。以上です。

○松原委員長

今日は特に個人情報に係ることがないということで、公開ということによろしいでしょうか。傍聴希望の方はいらっしゃいますか。

○正木課長補佐

今日は、傍聴希望者なしです。

○松原委員長

それでは、配布資料の確認をお願いしたいと思います。

○正木課長補佐

では、まずお手元も資料の確認をお願いいたします。本日、資料 1 から資料 17 までお渡ししています。

資料 1 が鎌倉市児童福祉審議会委員名簿

資料 2 が鎌倉市児童福祉審議会設置条例

資料 3 が鎌倉市児童福祉審議会設置条例施行規則

資料 4 が鎌倉市児童福祉審議会会議公開取扱要領

資料 5 が家庭的保育事業等認可申請書

資料 6 が鎌倉市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例

資料 7 が小規模保育事業（A型）基準調合調書

資料 8 が拠点保育所の整備及び公立保育所の民営化について

資料 9 が拠点保育所の状況

資料 10 が鎌倉市児童福祉審議会答申（平成 14 年 8 月）

資料 11 が鎌倉市児童福祉審議会答申（平成 26 年 12 月）

資料 12 が鎌倉市立保育園民営化計画（平成 18 年 9 月）（平成 27 年 3 月改訂）

資料 13 が鎌倉市子ども子育てきらきらプラン（概要版）（平成 27 年 3 月）

資料 14 が鎌倉市公共施設再編計画（ダイジェスト版）（平成 27 年 3 月）

資料 15 が第 4 次鎌倉市行革プラン（平成 27 年度～31 年度）

資料 16 が第 4 次職員数適正化計画（平成 29 年度～37 年度）

資料 17 が公私連携要徳連携型認定こども園、公私連携保育所型認定こども園及び、公私連携型保育所の取扱いについて（平成 27 年 3 月）（内閣府説明会資料）

資料の確認は以上となります。

次第 4（1）鎌倉おなり小規模保育室の設置認可について

○松原委員長

ありがとうございました。それでは、次第の 4、鎌倉おなり小規模保育室の設置認可について、先ほど見学をしてみました。事務局から説明をお願いします。

○栗原課長

保育課長の栗原と申します。先ほどは施設のご確認ありがとうございました。

では、まず説明に利用する資料の確認をさせていただきます。資料 5 として平成 29 年 10 月に開所予定の小規模保育事業 A 型である、鎌倉おなり小規模保育室から提出されました「家庭的保育事業等認可申請書」、そして資料 6 として「鎌倉市家庭的保育事業の設備及び運営に関する基準を定める条例」、こちらでは小規模保育事業の基準が定められています。資料 6 の 9 ページからの第 3 章、小規模保育事業の第 28 条から第 30 条の小規模保育事業 A 型の認可基準となっており、第 28 条では、保育の必要面積等の設置基準を、第 29 条では必要とする職員配置の基準を、第 30 条では準用により、保育時間等の基準が定められています。最後に資料の 7 ですが、こちらは資料 6 「鎌倉市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例」に定める「設備運営基準等の適合調書」となります。1 ページから 3 ページには、小規模保育事業 A 型の認可に関する各条文の審査基準の概要と挙証資料等を記載しており、4 ページには設備と職員の配置状況について記載しています。一部確認中の部分がございますが、この資料のとおり、認可基準に適合しているかを事務局で確認しており、不足分については追加提出を求めています。

なお、「家庭的保育事業等認可申請書」につきましては、個人情報等が含まれておりますので審議会終了後回収させていただきます。

資料の方は、よろしいでしょうか。

皆様からのご意見等につきましては、説明を一通り終えてから頂戴したいと思いますのでよろしくお願いたします。

それでは、資料 5 の家庭的保育事業等認可申請書類の 1 ページをご覧ください。事業開始予定は平成 29 年 10 月 2 日、事業としては小規模保育事業 A 型になります。所在地については、同ページの下段をご参照ください。鎌倉市御成町 2 番 5 号、鎌倉市が所有する建物である御成町在宅福祉サービスセンターの 2 階において設置する施設となります。定員は 19 名。内訳としては、0 歳児 4 名、1 歳児 6 名、2 歳児 9 名となります。続きまして 2 ページ目をご覧ください。代表者は社会福祉法人鎌倉静養館の理事長である西崎猛之氏です。経歴につきましては、資料 5 の 223 ページをご参照ください。

なお、施設の管理者としましては、石渡友子氏が室長として就任します。石渡氏は、保育士の有資格者であり、鎌倉地域において認可外保育施設の施設長として長年の実績があります。石渡氏の経歴については203ページに履歴書を添付しています。

保育士の配置状況については、資料5の202ページとなります。鎌倉おなり小規模保育室については、小規模保育事業A型として認可が申請されていることから、保育従事者はすべて有資格者の配置が必要となります。室長を含め常勤の保育士が6人配置されていることに加え、現在、法人において非常勤の保育士の募集を行っております。

戻りまして、資料5の3ページをお開き下さい。設備の状況ですが、乳児室兼ほふく室は有効面積56.32㎡。保育室は有効面積23.17㎡となっています。屋外遊戯場は代替園庭として若宮大路公園を利用します。

資料7の適合表の4ページに、設備基準及び職員配置基準の適合調書を添付しています。設備基準・職員配置基準ともに基準を満たしていることをご確認いただきたいと思います。

続きまして、運営方針について、資料5の4ページとなります。開所時間は、平日は7時30分から19時00分まで。土曜日は7時30分から17時00分までを開所としており、保育短時間の設定については、8時30分から16時30分までになっています。

延長保育については、保育標準時間については、18時30分から19時00分までの30分間、保育短時間は、平日が7時30分から8時30分までの間及び16時30分から19時まで土曜日が7時30分から8時30分までの設定となっています。

続きまして5ページ以降その他の事業についてですが、休日保育及び夜間保育、一時預かり等の設定はございません。

費用徴収に関しましては、希望者に対しては実費で帽子代等の徴収を行う予定となっています。

次に給食につきましては、株式会社ケイ・エフ・ケイに委託して行うこととなっています。鎌倉おなり小規模保育室の給食については、同一法人が運営を行う社会福祉施設から搬入する方法で提供を行います。給食を搬入する場合には、給食提供の体制面などいくつか満たさなければならない要件があり、本来は認可に係る資料として8-①～8-③を皆様に配布し内容を確認いただくところですが、現在当該要件を満たすような契約締結事務を事業者が行っており、開所までの間事務局において責任を持って内容を確認させていただきたいと存じます。

最後に連携保育施設についてです。資料5の6ページをご覧ください。小規模保育事業を含む地域型保育事業につきましては、3歳未満児を受け入れの対象としているという事業の性格を踏まえ、原則として卒園後の受け皿の役割を担う連携施設を設ける必要があります。しかしながら、当該施設は、平成30年4月1日付けで建物の3階部分も活用して認可保育所への移行を予定しており、2歳の卒園児は、その認可保育所で受け入れを行うことを予定しています。よって、鎌倉おなり小規模保育室については、連携保育施設を設定しない予定となっています。

その他の資料につきましては、説明は省略させていただきますが、法人の定款・給与規程等現在変更の手続き中の書類もございます。こちらは、変更後の内容等を事務局で責任を持って内容を確認いたします。

以上で説明を終わります。

○松原委員長

書類で分かることと、実際に見学に行ってみてきたこともあります。御質問や御意見ございますか。

○富田副委員長

6 ページ、調理を担当する株式会社ケイ・エフ・ケイの所在地と、どういう事業をやっている会社か教えて下さい。

○松本課長補佐

保育課の松本です。よろしくお願いします。現在、静養館で給食等の調理を行っている業者ですが、現時点で契約書を取り交わしていないので、書類がなく、場所等は確認できていません。

○富田副委員長

静養館に調理室があるのですか。

○松本課長補佐

静養館にあり、予定ではそこから小規模保育所に配送します。

○富田副委員長

先ほど聞いたら、食缶で運んでくると言っていましたが、静養館から運んでくるのですか。

○松本課長補佐

そうです。静養館から運んできます。

○富田副委員長

静養館の給食室、調理室の職員体制がどうなっているか詳しく分かりますか。

○松本課長補佐

申し訳ございません。確認できていません。

○松原委員長

どのくらいの所要時間がかかりますか。車で。

○栗原課長

静養館は由比ガ浜4丁目にあり、車が混んでいなければ10分かかるか、かからないかというところだと思います。ケイ・エフ・ケイさんというのが、鎌倉静養館の施設で給食調理業務を既に行っていますので、今回新たに契約を結ぶことによってその体制は漏れのないようにしていただくということで現在確認を進めているところです。

○富田副委員長

食缶で運んでくる場合、保健所の認可は出ますか。それとも認可は要らないのですか。

○松本課長補佐

保健所の方に相談し、保健所から許可が下りるということになります。

○松原委員長

渋滞をするとどのくらいかかりますか。桜のシーズンや夏は混んでいますから。

○松本課長補佐

渋滞等していても、30分はかからないと思います。

○松原委員長

森田さんはどうですか。通路を気にかけていましたよね。

○森田委員

遊ばせ方もありますが、一番奥、2歳、1歳、0歳というところを通って、食缶を運ぶということが気になりました。業者さんがそこまで持って行くのか、保育士さんが持って行かれるのかということはもう決まっていますか。安全面はどう考えますか。

○松本課長補佐

もちろん安全面に十分配慮します。小針本部長とも、今後、更に安全対策については検討をしていきたいというような、お話をしています。

○富田副委員長

保育士の検便はどうなっていますか。検便は毎月ですか。

○栗原課長

規定に基づいて実施いたします。

○富田副委員長

食缶を保育士が受け取って、運んできた職員はあの部屋に入りませんよね。運んでくる間に何があるか分かりませんから、受け取るのは保育士だと思いますが、その検便は大丈夫ですか。

○矢作係長

保育課の矢作と申します。部屋の配置上、1歳・2歳のところには廊下の部分がございます、中で保育士が受け取って運んで、0歳のところは保育室の方までそのワゴンなりで運ぶことになります。0

歳内の運び方は、置き型のベビー柵を用意してその通路を確保するか、今でも保育園等では、保育室の中にワゴン、小分けに配膳されたものを持ってきて給食の準備をするということをやっていますが、そのあたりも考えて、区画を設けるかどうかも含めて調整していきますが、安全面に配慮して対応することと、あわせて衛生面についてもしっかりと対応した形で給食提供を行うというふうには伺っています。

○松原委員長

他はいかがですか。

○小泉委員

6 ページ、経過措置の対応、卒園後の受け皿として、平成 30 年 4 月に認可保育園開所予定とありますが、これは別途認可を取る予定ですか。

○栗原課長

認可保育所の場合、神奈川県が認可権者でございますので県の方に改めて申請し、県の認可を受けることとなります。現在 3 階部分では、高齢者の給食配食サービスを実施していますが、そこが 12 月までとなりますので、そのフロアを活用し、2 階 3 階部分での保育所という形に持って行きたいと考えています。その際には、給食調理の設備も 3 階部分に設けることで、この建物の中で完結するようにしていく予定ですが、小規模保育施設は給食の外部搬入も認められていますので、先ほど説明させていただきました様な状況となりますが、安全に配慮しながら進めて行きたいと思えます。

○松原委員長

他はいかがでしょうか。

○富田副委員長

今、O157 が大変問題になっていますので、食缶で運ぶって言うのはどうかな、と思います。例えば、低年齢児は 10 時のおやつがありますよね。そのおやつも食缶で運びますか。おやつは施設で現地調達になりますか。それからもう一点、盛り付けは調乳室でやりますか。

○栗原課長

おやつについては、まだ献立内容等が確定していませんが、衛生面等に配慮しながら確認をしていきたいと思えます。盛り付けは調乳室で行う予定ですが、O-157 も問題になっていますので、盛り付けの方法や、食缶での搬送については、保健所と引き続き相談しながら十分配慮して進めてまいりたいと考えております。

○松原委員長

他はいかがでしょうか。

そうすると今後事務局確認されるのが、ケイ・エフ・ケイの詳細と、食事の運搬方法の詳細について

とおやつ、この三点ですね。

○富田副委員長

未満児の給食はまったくタイプが違うが大丈夫なんでしょうか。

○松本課長補佐

今回の委託するケイ・エフ・ケイですが、他市でやっている実績がありますので、大丈夫だと考えています。

○松原委員長

改めてその三点は確認していただいて、委員の皆様のご懸念が晴れるように報告をして下さい。他になければ、よろしいですか。

○森田委員

分からないので教えてほしいのですが、図面上にあった0歳児保育室の洗面台を無くしてしまったと伺いましたが、問題はないのでしょうか。

○松本課長補佐

図面と違う部分については修正したものを出し直してもらいます。ここでは、沐浴室に洗面台がありますので、施設的に問題はありません。

○松原委員長

はい、よろしいですか。

では、以上、三点留保がついていますが、審議会としては申請を認めるという結論、審議会としては、承認するという形にしたいと思います。

では、もう一つ今日は議題があります。拠点保育所の整備及び公立保育所の民営化について、事務局の方からご説明をお願いします。

○太田係長

こどもみらい課の太田と申します、よろしく申し上げます。

それでは、次第4（2）「拠点保育所の整備及び公立保育所の民営化について」ご説明をさせていただきます。お手元の資料8、資料9をご用意ください。

まず、資料8からご説明します。こちらの資料では、1今回ご意見を伺うにあたっての前提、2今回お示しする基本的な考え方に至る過去の検討経過、3行財政に係る鎌倉市の取組方針、4審議会でご意見をいただくポイント、5事務局で現在検討している、拠点保育所の整備・公立保育所の民営化の基本的な考え方を記載させていただいております。

1 ページ目をご覧ください。まず、審議を進めるにあたっての、前提事項を説明させていただきます。

(1) 鎌倉市子ども・子育ての基本理念でございます。

鎌倉市では、平成27年3月に策定した「鎌倉市子ども子育てきらきらプラン」において、『子どもが健やかに育つまち、子育ての喜びが実感できるまち、子育て支援を通してともに育つまち・鎌倉』を基本理念として掲げています。

今後の拠点保育所の整備・公立保育所の民営化についても、この基本理念に沿った形で進めてまいりたいと考えております。

(2) 鎌倉市立保育園民営化計画・公立保育所の拠点化です。

鎌倉市では、平成18年9月に「鎌倉市立保育園民営化計画」を定め、鎌倉、腰越、深沢、大船、玉縄の各地域に1園ずつの拠点保育所体制とすること、当時8園あった公立保育所のうち拠点保育所以外の3園、具体的には、山崎保育園、寺分保育園、材木座保育園については運営を民間に委ねることを決めました。

この計画を基にして、平成20年8月に山崎保育園、平成24年4月に寺分保育園を民営化しました。また、平成19年には深沢保育園、平成27年に岡本保育園を建て替え、今年、材木座保育園と稲瀬川保育園の統合保育園として由比ガ浜保育園を建設することで、1地域に1園の拠点保育所の整備が完了いたします。

現時点で民営化を予定している園はないことから、平成27年3月に策定した「鎌倉市子ども・子育てきらきらプラン」では、保育体制の充実のための施策として、「公立保育所の拠点化」のみを掲げているところでございます。

(3) として、今回、あらたな計画の検討に至った背景です。

由比ガ浜保育園の整備をもって拠点保育所の整備が完了する一方、現在の拠点園の状況を整理すると、施設面の課題や、保育士数の不足からその役割を十分に果たすことができていない現状もあります。

資料9をご覧ください。

現在の拠点保育所の状況をまとめた資料になります。

それぞれの保育所について、「保育サービス面」「施設面」からまとめてございます。

保育サービス面の課題についてご説明します。

今年11月の由比ガ浜保育園の開所を前提とすると、「2 腰越保育園」では、一時預かりが1歳からとなっており、「低年齢児向けの一時的預かり」が実施できておりません。

また、「4 大船保育園」では、保育の開始が6か月からとなっており、「産後休暇明けの保育」が実施できておらず、「一時的預かり」についても事業が実施できていません。

施設面の課題についてご説明させていただきます。

同じく、「2 腰越保育園」と「4 大船保育園」において、多くのバリアフリー項目が未整備となっていることが分かります。

また、保育士不足により、「3 深沢保育園」では定員100名に対し、受け入れ児童数が91人と、待

機児対策に寄与することができておりません。

資料8に戻り、説明を続けます。

本来、こういった拠点保育所は建て替えを進めることが望ましいのですが、本市の行財政の状況などを踏まえると、市単独では、これらの課題を解決することは難しいと考えています。

そのため、民間事業者との協働により、この課題を解決していきたいと考え、新たな計画の検討を実施することとなったものでございます。

2ページ目をご覧ください。

今までの拠点保育所の整備や公立保育所の民営化についての検討経過です。

(1)です。平成12年8月から平成14年8月にかけて開催した児童福祉審議会の答申では、5地域に1園ずつ拠点保育所を作り、「産休明け保育」、「一時保育」、「休日保育」、「病児・病後児保育」、「統合保育」等の多様化する保育ニーズに応える体制を作るという市の方針、拠点保育所以外の保育所を民営化するという市の方針が確認されております。

また、民営化を進めるにあたっての前提としては、「福祉コスト削減ではなく、保育水準向上という観点から実施する」という考え方と、「民間保育所は鎌倉市の保育水準の向上に大きな寄与をしてきた」という実績が確認されています。

あわせて、「民営化の移行先を社会福祉法人とする」「民営化の実施後に客観的評価を実施する」といった民営化の手法に関することや、「民営化により生じた人員を地域の子育て支援事業の中核としての役割を担うようにする」といった民営化後の市の役割について提言がなされております。

(2)です。平成14年8月の答申を基にして、先程ご説明させていただいた「鎌倉市立保育園民営化計画」を策定いたしました。

この計画の中では、公立保育所の運営経費が、民間の約1.47倍、園児一人あたりの市費負担額は2.74倍となっており、1園の民営化により市費負担額が6,700万円軽減されるという試算も出ています。

その上で、当時8園あった公立保育所のうち、5園を拠点保育所として位置付け、その他の3園については、民営化を実施することを決めました。

また、具体的な民営化手法として、民営化は設置主体・運営主体ともに民間に移行する「民間移管」とすること、移管先は社会福祉法人とすること、土地は無償貸与、建物は無償譲渡とすること、移管先の選考はプロポーザル方式とすることを決めました。

(3)です。平成25年1月から平成25年12月にかけて開催した児童福祉審議会の答申では、津波対策として材木座保育園の民営化は中止するべきであることが提言されました。

鎌倉市では、この答申に基づき、鎌倉市立保育園民営化計画を変更し、平成27年3月に材木座保育園

の民営化を中止することと決めました。

また、拠点保育所の役割として、障害児保育や、家庭的保育の支援など多様な保育ニーズへの対応、認可保育所以外で働く職員の研修、地域における保育・子育て環境を充実させるための取組など、新たな役割についても提言がなされました。

3 ページ目をご覧ください。

鎌倉市全体における行財政改革の考え方についてご説明させていただきます。

(1) 鎌倉市公共施設再編計画です。

この計画は、「鎌倉の魅力を継承しつつ、次世代に過大な負担を残さない」ことを前提として、公共施設のあり方を見直すため作成されました。

計画の中では、公設公営の発想から転換し、市民・民間事業者との協働により、サービス水準の維持・向上に努めることや、施設の整備、更新、維持管理、運営をより効率的かつ効果的に行うという今後の取組の方向性が示されています。

また、新規単独施設は整備せず、施設更新時には、複合化・集約化するという方向性が示されています。

公立保育所については、腰越保育園と大船保育園を建て替える場合、地域拠点校の整備にあわせて、子育て支援センターとともに、地域拠点校へ複合化することとなっており、その予定は、平成 38 年から平成 65 年の間に対応するとした長期の取組方針の中に組み込まれています。

(2) 第 4 次鎌倉市行革プランです。

『職員と組織の質の向上』『財政基盤の確立及び選択と集中によるサービスの見直し』を基本方針としております。

この計画の中では、年金受給開始年齢の引き上げ、定年退職後フルタイム職員の雇用増加を踏まえて行政運営が組織として機能できるよう、新たな『職員数適正化計画』を策定することとされています。

(3) 第 4 次鎌倉市職員数適正化計画です。

行革プランを受けて作られた計画で、民間業者への業務委託等による職員数の減員（鎌倉市全体で 109 人の減員）や、新たな市民ニーズ発生時も最少人数で進めることで人件費抑制を図る方針が示されております。

この中では、減員手法として『公立保育園の運営について民営化を図る』ことが、具体例として示されています。

4 ページ目をご覧ください。

今までの説明を踏まえ、鎌倉市として拠点保育所の整備についてどのような考え方をもっているかということと、審議会でご意見をいただきたいポイントをまとめております。

鎌倉市としては、過去の児童福祉審議会の答申や従来の市の考え方を尊重し、機能が不十分な拠点保育所については、建て替えが必要であると考えております。

公共施設再編計画、行革プラン、職員数適正化計画や、厳しいと言われる財政状況を踏まえると、市がこれらの施設を単独で建て替えることは難しいと考えております。

そのため、行財政改革の視点も踏まえながら、機能が不十分な拠点保育所については、民営化を実施し、民間活力の導入により建て替えを推進していきます。

本審議会では、拠点保育所の整備、民営化に向けて、基本的な考え方の検討を行い、市として新たな方針をまとめるためにご意見を頂戴したいと思っております。

次回以降、拠点保育所の整備に係る具体的な考え方をご説明いたしますが、本日は、「5 拠点園の整備方針の基本的な考え方」について、概要を説明させていただきます。

まず、保育サービス面、施設面に課題が多くある腰越保育園および大船保育園を建て替え、拠点保育所としての機能を整備いたします。

建て替えにあたっては、運営の移管先となる民間事業者を選定した上で、その事業者が新たに施設を建設するものとします。市が建て替える場合は、全額市負担となりますが、民間事業者が建て替えることで、施設整備の補助金を活用することができます

また、鎌倉市として、拠点保育所への関与を明確にするため、移転用地を確保するとともに、新制度で定められた「公私連携型保育所」として、民営化後についても、拠点園の運営についてチェックしていきたいと考えています。

民営化により生じた人員は、その他拠点保育所の待機児対策などに活用していきたいと考えていますが、民営化の進捗状況や受け入れ児童数の推移も踏まえながら、現状移管による民営化についても検討する必要があると思っております。

以上で説明を終わります。

○松原委員長

ありがとうございました。今までの鎌倉市の考え方を大幅に転換する提案になっています。御質問や御意見はいかがでしょうか。

○富田副委員長

腰越保育園は津波の心配はどうか。

○栗原課長

現在の腰越保育園の場所は比較的高い場所にあり、腰越小学校とともに津波の浸水は予測される地域ではありません。

○富田副委員長

建て替えの場合は現在地で建て替えますか。場所は移すことになりますか。

○永野担当課長

こどもみらい課の担当課長の永野と申します。よろしく申し上げます。

現在の場所に建て替える場合、仮の園舎を建てて完成後に戻るとい形になりますので、今のところ、新しい土地を公募等の方法で求めて、そこに新しい建物を建てたいと考えています。

○富田副委員長

もう一つ良いですか。公私連携型保育所というのは新しく出てきた表現方法で、他市では事例もあるようですが、イメージとして、鎌倉市はどの程度まで関わっていきますか。運営面等で。

○福土職員

こどもみらい課の福土と申します。よろしく申し上げます。公私連携型保育所については、本日お配りしている資料の17番として、内閣府が作成した資料をお配りしています。2ページ目に簡単なスキームが載っていますので、上段の考え方を読ませていただきます。「市町村は、待機児童対策などのために保育の受け皿の整備を進める中でも、提供される教育・保育の機能に関与しつつ、子ども・子育て支援のための地域における中核的な施設としての機能を有する、より高度な施設の整備も志向している。」「そのような施設の誘致に当たっては、民間法人に設置のインセンティブを付与しつつ、一方で、相手先の選定に関する公正な手続や運営に関する市民・第三者・市町村によるチェックを機能させることが必要。」

「このため、民設民営でありつつも市町村の関与を明確にしつつ、設置主体に設置のインセンティブが働く新しい運営形態を法律上の制度として構築したもの。」これがまさしく公私連携型保育所の簡単な考え方です。どこまで鎌倉市が関わっていくかということは、これからの検討課題となっていくと思いますが、拠点保育所で積極的にやっていきたいと考えている、障害児保育、小規模保育施設事業者の連携保育施設としての機能、そういったところを協定の中で担保していくような形になっていくのかなと考えています。

近隣の他市事例としては、伊勢原市が、民営化にあたって公私連携型保育所を前提として事業者を公募しています。保育所ではないですが、認定こども園という形になると大磯町で公私連携幼保連携型認定こども園の実績があります。今後、その辺りの事例を参考にしつつ、鎌倉市としての関与の内容については検討していきたいと考えています。

○富田副委員長

民間法人に設置のインセンティブを付与しつつ書いてあったが、これはどこまでどういうことをやるのか、その辺のイメージがよく分からない。公設民営なのか、民設民営なのか、鎌倉市役所としては民間の社会福祉法人が運営する場合、どこまで法人に自由に仕事をさせるつもりなのか、その辺を少し伺いたいと思います。それによって、手を挙げる法人が変わってくると思いますが、その辺はまだまだですか。

○福士職員

あくまで詳細はこれから検討していく形になりますが、民間事業者に保育園を引き受けていただきますので、その保育内容を尊重させていただくことが大事になると思います。「民営化すると鎌倉市の責任はなくなるのか」「鎌倉市はいなくなってしまうのか」という懸念がかなりあったというのが、今までの民営化の経過としてありますので、鎌倉市としてもしっかり拠点保育所として関与を続けていく、ちょっと抽象的な言い方になってしまいますが、鎌倉市としても責任感がある立場を続けるということになると思っています。

○富田副委員長

例えば、市が雇用した公立の保育士を社会福祉法人の保育園に派遣するとか、そういうことはありますか。考えていないですか。例えば、今まで、山崎保育園とか寺分保育園の場合に、保護者の希望が強かったこともあります。本来、民間に移った段階で引き上げるべき公立の保育士がそこに常駐していますよね。今度のこの方式の場合、公立はどこまで権限をもってやるのかということが見えませんが、その辺りはまだ決まっていませんか。

○福士職員

山崎保育園と寺分保育園の場合、民営化した後に常駐していたわけではなくて、民営化の前段階、引継ぎ保育という段階で、山崎保育園では半年、寺分保育園では1年間、公立の保育園でありながら民間の保育士さんに来ていただいたというような形をとっています。

○富田副委員長

それは分かっていますが、民営化を受けた方からすると、大変仕事がしにくいと言うようなことを聞いたこともあります。事務局としても具体化する段階で情報収集していただいて、せっかく受けた社会福祉法人が仕事がしづらく、子どもに影響が及ぶようなことがあると一番いけないので、その辺りを情報収集して、私たちにも教えて下さい。

○栗原課長

公私連携というのは新しい取組みにもなってきますので、少しお話を伺っている部分もありますが、先に取り組んでいらっしゃる伊勢原市にもより詳しい状況を確認しながら、鎌倉市の立場として、また保育園側の立場としてどうなのかということも確認していきたいと思います。まだ、鎌倉市としての考え方の詳細まで詰めていませんので、今後どうして行くのかというところを現在検討しているところで

す。

○松原委員長

仮に、この方針で行くとして、今まで鎌倉では民営化する場合、運営主体は社会福祉法人だということで、企業参入は原則認めないという方針でやってきましたが、今後の民営化はどのような風に考えていきますか。

○永野課長

拠点園の各地域1園という考え方もそうですが、今までの姿を変えていこうと言うことは今のところ思っておりません。今回から株式会社等を参入させていこうと言う御意見があれば、検討することになっていくと思いますが、事務局としてはこれまでの形を踏襲していくべきだと思っています。

○松原委員長

私もそれで良いと思うのですが、一方で、なかなか手を挙げる法人がなくて、学校法人や社会福祉法人の中から決めていく中で、インセンティブの付け方は重要になってきますね。他にいかがでしょうか。

○小泉委員

移管先については社会福祉法人とするということで、質と言うのでしょうか、鎌倉市の考え方も理解できませんが、学校法人や企業型の保育所も出てきている中で、限定することへの説明責任はあると思います。社会福祉法人を指名していくことに批判が出る根拠は無いですが、このような時代に、なぜ社会福祉法人なのかというところは、しっかり市が説明する必要があると思います。また、拠点保育所の役割が度々出てきますが、公立から民間になるのであれば、拠点の意味が、なかなか分かりづらいと思いますので、改めて拠点の意味を確認させていただければと思います。

○永野課長

すべてを具体的にまとめている訳ではないですが、この部分が先ほども出ました、公私連携型の協定を結ぶときの条件というふうになってくると思います。こういうことは必ずやらしてもらわないと困る、ということを協定で定めることになるとと思いますが、今日のところは全てまとめきれていないので、今後、拠点園の定義についてもまとめてまいりたいと思います。

○富田副委員長

社会福祉法人の民間の保育園もたくさんありますが、それらと拠点園は、どう差別化されているのでしょうか。拠点園はこういう利点があるよ、と市民に一言で言えるような何かがあるのでしょうか。公立ならではと言うことは良く聞きますが、ならではとは何か、ということに対して、なかなか答えが返ってこない。拠点園という考え方の様子は分かるけれども、何を目指していくのか、公立は民間に比べて何が有利なのか、民間が見習うような先進的な研究をやっているのか、民間との違いについて、私たちにすっきりと理解できるようなものはないのでしょうか。

○永野担当課長

公立保育園だから拠点園だという考え方ではなくて、小泉委員がおっしゃったように拠点園のあるべき姿ということを考える中で、障害児保育等、現状で取り組むことができていないものがあります。その部分を解消するためには、ハードの整備が必要になります。本来であれば市で整備ができれば良いのかもしれませんが、その解消のためのツールとして民間のお力をお借りして、建て替えという方法をとりたいと思っています。富田委員がおっしゃっているように、公立と私立という差がないことを前提にして、どちらが上・下という話ではなくて、今は公立だけれども、民間のお力を使って拠点園の整備を進めていきたいと思い、こういう方法を提案させていただきました。

○富田副委員長

鎌倉市では、随分と昔から、拠点園という考え方をしていますが、産休明け保育にしても、延長保育にしても、一時保育にしても、民間が取り組んでいることに、公立が取り組まないのはおかしいじゃないかということで始めている。それで拠点園と言えるのかなと不思議に思っています。あんまり言い過ぎたくはないのですが。

○栗原課長

拠点園として位置づけ、複合施設にしたところでは、一時預かり、2ヵ月からの預かりと言うことを順次開始していますが、遅れ遅れというところがあるのは事実だと思います。公立ならではというお話もありますが、公立ならではの良さもあれば、民間の良さもあるということで、どっちが上というよりも、それぞれの良いところを活かして運営をしていただいていると思っています。その中で、公立だから拠点園を運営しているということではなくて、民間の良い面も使いながら、富田委員もご存知のとおり地域に根ざして相談の窓口にもなっているところですので、拠点園として地域に根付いた園を今度は民間でも担っていただきたいと思っています。

○小泉委員

例えば、拠点という言葉は幼稚園教育要領等において、全ての幼稚園、全ての保育所等が地域の子育ての拠点になるべきという考え方があって、その拠点の意味とこちらが示す拠点は違うのだと思いますが、違いが曖昧なところがあります。保護者から見たときに、拠点という意味が分からないし、保育者からすれば、ここは拠点園ですと言われるのかもしれませんが、地域の子育ての拠点と、ここで言う拠点とどう違うのだろう、保育者は分からない。逆に言えば、何を指すのかということが明確ではない。拠点保育所という制度は良いことだと思いますし、熱意を持って命名していると思うので、何かみんなに分かるような説明はないでしょうか。

○松原委員長

そういう意味では、大切なステークホルダーは保護者の方々だと思う。そういった方々にどうやって今の拠点の話ですか、その他の話をどうやって伝えていくか、行政として何か考えていらっしゃるんですか。

○栗原課長

拠点園の定義というのがなかなか曖昧になってきている、民間でも、既にそういったサービスをやっているという先ほどの話もありました。この審議会で御意見を頂戴しながら、改めて、拠点園というのはどういうものなのかというのを整理させていただければと思っています。

○松原委員長

現在も利用されている保護者の方々にはどのように説明されますか。

○進藤部長

こどもみらい部長の進藤です。よろしくお願ひします。冒頭、太田係長が説明した資料8の2ページのところに今まで児童福祉審議会の中で御議論いただいた拠点園のあり方をまとめています。今までに2園民営化してきましたが、その(1)のところ、これが一番重要なところで、民営化は福祉コストの削減ではなく、保育水準を向上するという観点から実施しようということで始まったことですから、民営化すると保育園1園につき、六千万円程度、財政負担が軽減されるので、そのお金を他に回すのではなくて、保育サービスを充実するため、一時保育の拡充や病児・病後児保育の実施、そういうことをやっていくところを拠点園と位置づけていきたいと思いますというのが、当初の考え方でした。

先ほど保育課長からも説明がありましたが、拠点園を進めていくにあたって、産休明け保育、一時保育、休日保育、これはもう民間が先行してやっていますし、病後児保育は富田副委員長が運営する法人で実施していただいていたという状況で、実は、拠点的な保育サービスを拡充していくという意味では、民間の方が優れているところがあります。

拠点の位置付けは本当の意味でどうなのだろうという、まさにそういった議論を皆さんにさせていただきたいと思っていますが、唯一、公立保育所である拠点園ができることとして、民営化すれば直接雇用している保育士に余裕が出ますので、その人材を活用していき、その人たちに地域にどんどん出て行ってもらい、保育所の中だけの活動ではなくて、地域の子育て支援のお手伝いをするとか、民間の保育所のお手伝いをするとか、色々なことが考えられると思います。せっかく拠点園としてやるならば、公立の機能を残して、こういうことをやって欲しいとか、各地域に一つの拠点としての機能を残しつつ、公立ではなくて民間で拠点園の役割を担うならば、こういう役割も担うべきだ、というところの御意見をいただきながら、それを反映させつつ、まとめていきたいと思っています。

今は特段、差はありませんが、保育士の活動の仕方、公立保育園を民営化した園の保護者の意見を聞くと、公立の保育士はベテラン保育士が非常に多くいるので、そういう保育士のスキルが高いと言う表現はしていました。ただ、若い保育士の元気な姿と言うのも子どもたち良い影響を与えることもあるので、どちらが良いとは言いきれないのですが、そういうところの考え方も整理していければなと思っています。

○松原委員長

この児童福祉審議会の審議プロセスとしては何回くらいかけて、議論していきますか。

○永野担当課長

今回を含めまして今年度3回を予定しており、3回目に御意見という形でいただければと思っております。

○富田副委員長

児童福祉審議会は、だんだん回数が減っています。以前にもお伝えしましたが、もう少し回数を増やして欲しい。回数が少ないと、事務局の考え方を聞いているだけになってしまう。3回で大丈夫ですかね。

○永野担当課長

富田委員の御意見も踏まえまして検討させていただきます。何が何でも3回でという話ではなくて、先ほどご紹介したように職員数適正化計画というのが動き出していますので、その計画にも合わせるために、今回、提案をさせて頂きました。当然、今もお話に出たような拠点園のあり方や、民営化した園にどのような取り組みをさせるのかという御意見もありますので、3回では足りない場合は、回数を検討させていただきたいと思います。

○松原委員長

今から何回とか目安はできると思いますが、最初の民営化を決めた際の児童福祉審議会は1年以上かけています。議論が煮詰まってこなければ、あえて3回目に結論を出すとしなくてもいいのではないかと思います。森田さん何かこんなことを次回に報告して欲しいとか説明して欲しいとかありませんか。

○森田委員

私は、5地域に一園ずつの公立がこれからも続くものだと思っていました。人数的に受け入れ切れないから民間に移管するというのが進んでいると。例えば、大船では大きなマンションの建設が進んでいて、若いご家庭が多く、私たち子育てサロンをやっていますが、そこでは、5ヶ月6ヶ月で保育所に入りたいという話を聞いていますので、早く大きいところが欲しいなというふうに思っていました。大船保育園の建て替え等は考えられない、民間じゃないと無理だと言うことで、本当にどこが公立の良い所なのか分からなくなってきてしまっていて、その部分をもう少し知りたいと思っています。

○松原委員長

鎌倉の出してきた児童福祉審議会の結論から考えると大転換をする訳で、それについては、こういう理由だからこういう転換をするということ、従来、皆様が何となく思っていた拠点園はこういうものですよということ、2つのことを明らかにしないと議論もしにくいと思っています。今日の議論の中では、市の財政事情から民間の社会福祉法人が建て替えて、国や県の補助金を申請した方が現実的だというお話がありました。ただ、その場合でも、10分の10が公的補助という訳にはいかないと思うので、インセンティブとして、民間の法人が乗り出してきてくれるようなものは準備しないと、なかなか応募してくれないと思います。その辺りも踏まえて、どういう財政的な支援を市としてできるのか。他にも、こういう理由で、公立では厳しいという説明、あと、共通して言えるのは拠点として何ができるのかとい

う説明。私は、先ほど進藤部長が読んでいただいた保育の質の向上ということ言えば、養成をしていくような機能を持つとか、あるいは、専門的多機能化ということで、色々と先行して実施する保育園があるにしても、すべて先ほどの一覧表で丸がついて提供できるというところはないと思う。これは実施しているけどこれは実施していないとか、あれもこれも全部実施しているというところはない。必要な量は確保していると言えるのか、そういうことも検討しなくてはならない。せっかく方針変更するなら質も量も向上しないと実施する意味がない。

○小泉委員

個人的な意見になってしまうかもしれませんが、今までに、社会福祉法人や学校法人等、色々な保育所を見てきました。例えば、遠くに行って東京等を回ったときに、やっぱり違うなど実感することがあります。どれだけ先生達が勉強して、保育の内容を充実させているのかって言うのが、パッと見たときに分かるのですが、公立の先生達のレベルと言うのは確かに安定している印象は正直あります。一方で、鎌倉に戻って来ると、保育園の多くが本当に良い保育をしているので、養成校として、学生には、どこの保育所も同じだという様に考えて良いということを説明することもあります。ただ、移管先を選ぶ際の基準がすごく重要だと、つくづく思っています。実績や色々なことが重要になりますが、一方では企業の参入にも門戸を開かれおり、もっともっと社会に開かれた保育所って言うイメージが目指すところだろうなと思っています。実際に質を担保することの意味を鎌倉市として大事にして欲しいと思います。

○進藤部長

民営化時に保護者からは、保育士の経験年数は何年以上の人が何人くらいいる保育園ですか、という点をよく聞かれました。それから、1年や2年で直ぐに保育士が変わる場合は何かあるのではないかと、という意見もありました。新たに法人を募集するときには、10年以上の人が何人、5年以上の保育士が何人ということを条件に入れて欲しいということも良く言われました。鎌倉には保育園がたくさんありますが、どちらからと言うと公立は定年退職まで在籍することも多いですから、経験年数で言えば公立が高いかなというようなことは言えますが、それだけじゃないだろうなという考えも持っています。

○松原委員長

じゃあ、次回はどういう資料が出てきそうですか。

○小泉委員

すみません、一つ文言のことでお聞きしたいのですが、資料に統合保育という言葉と障害児保育という言葉が出てきます。私たちの世界では統合保育と障害児保育というのを混同するけれども、使い分けられているところもありますが、富田委員、保育所ではあまり統合保育という言葉はあまり使わないですね。

○富田副委員長

一時は使いましたが、最近使わないですね。

○松原委員長

平成 14 年から平成 26 年の 12 年間の間が空いているからでしょう。

○小泉委員

保育所では使うのかなと思い、ちょっと気になっただけです。

○富田副委員長

もともと統合でした。障害のある子を別室で育てることはしませんし、健全児集団の中で一緒に生活していましたし、統合保育という言葉は馴染まない。

○小泉委員

やっぱり幼稚園の言葉ですよ。ただ、統合保育という言葉は、幼稚園では昭和 60 年代くらいから、こういう研究会でやってきて、障害児保育はあまり使わないですね。保育所で、この言葉を使うということは、何か特別な意味があったのかなと思ひまして。

○松原委員長

それでは、次回のテーマと、今後の具体的な日程をお願いします。

○太田係長

先ほど委員長から次回の資料のご質問があったので、回答させていただきます。拠点保育所の整備に係る基本的な考え方という部分について、もう少し肉付けした資料をご提示できればと思います。

○松原委員長

こんなものを次回用意して欲しいみたいなのはありますか。伊勢原市の事例は準備して下さい。

○福土職員

伊勢原市に確認のうえでご提示させていただきたいと思います。

○松原委員長

じゃあ日程の確認をお願いします。

○正木課長補佐

はい、今回は 10 月 19 日の木曜日の 15 時から開催したいと考えています。

○松原委員長

次回、第 2 回として 10 月 19 日の 15 時から開催します。

○富田副委員長

一つ良いですか、あおぞら園は建て替えの予定はありますか。それだけ教えてください。

○平井次長

今のところ、いつということでの建て替えの予定はございません。

○富田副委員長

随分と老朽化していますね。

○平井次長

大まかな修繕計画を立てて、年度毎に少しずつ修繕を予定しています。

○富田副委員長

ちょっとハンデのある子に対して冷たいなという印象もあります。ああいう施設こそ、立派なものを作ってあげた方が良いと思う。

○松原委員長

それでは、今日予定した議事は終了とします。民営化については、議論のとば口に立ちましたが、小規模保育についても10月に確認点をその時に報告して下さい。

○栗原課長

確認して報告いたします。

○松原委員長

では、今日は終了とします。